

名古屋市立大学病院部長会規程

第1条 名古屋市立大学病院（以下「病院」という。）の重要事項を審議するため名古屋市立大学病院部長会（以下「部長会」という。）を置く。

第2条 部長会は、次の者をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 病院長補佐
- (4) 診療科の部長
- (5) 中央部門の部長
- (6) 薬剤部長
- (7) 看護部長
- (8) 病院管理部長

第3条 部長会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 診療に関すること
- (2) 病院の規程の制定改廃に関すること
- (3) 病院の運営方針に関すること
- (4) 中期目標・中期計画に関すること
- (5) 予算及び決算に関すること
- (6) その他病院の運営に関する重要事項

第4条 部長会は、病院長が招集してその議長となる。ただし、病院長に事故があるときは、副病院長がその職務を代理する。

第5条 部長会の会議は非公開とする。

第6条 議決事項は、第2条に規定する者の3分の2以上の出席がある場合において出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 第2条に規定する者のうち臨床系講座教授以外の者は、教員、臨床研究医及び臨床研修医の人事に関することとその他病院長が定める事項については、その議事に参与しない。

第7条 部長会に議事録を備える。

2 前項の議事録及び会議資料は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）の規定に基づく公開請求があった場合は、公開する。ただし、部長会が非公開情報に該当すると認めるときは、非公開とする。

第8条 議長は第2条に規定する者のほか、必要と認める者を会議に出席させ、又は代理出席させる事ができる。

第9条 部長会の庶務は、病院管理部管理課で処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、部長会の運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月16日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月16日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月5日から施行し、4月1日より適用する。